【資料 3-4】

平成 26 年 8 月 6 日
県民生活・文化課

# 青少年健全育成条例に基づく立入調査に係る事務の市町への権限移譲について

## 1　趣旨

県では、青少年の健全育成を阻害するおそれのある行為の防止を図るため、例年、条例に基づく立入調査を実施しているが、地域における青少年健全育成の充実を図るため、一部の市町へ立入調査に係る事務権限を移譲した。

## 2　事務移譲の理由

青少年健全育成条例に基づく立入調査については、県職員（県民生活・文化課及び地域振興事務所）を調査員に指定し、実施しているところであるが、地域における青少年健全育成の充実を図るとともに、立入調査対象施設の範囲の拡大（平成 23 年度条例改正により平成 24 年 7 月から携帯電話等販売店も対象となった）に伴い、希望する市町村に対し当該事務を移譲し、より効果的な実施を目指すため。

なお、他県においても、当該事務等について市町村へ移譲しているところがある。

## 3　対象事務

ア　有害図書等の区分陳列に関する勧告（第 11 条第 2 項）
イ　アの勧告に従わない者に対する当該勧告に従うべきことの命令（第 11 条第 3 項）
ウ　立入調査等（第 23 条の 4 第 1 項）
　（図書等取扱店又は青少年深夜入場禁止施設に限る。）
エ　携帯電話事業者等への勧告（第 23 条の 7）
オ　エの勧告に従わない場合のその旨の公表（第 23 条の 8 第 1 項）
カ　携帯電話等販売店への立入調査等（第 23 条の 9 第 1 項）

※市町が行う立入調査の対象となる店舗は、図書等取扱店、青少年深夜入場禁止施設、携帯電話等販売店である。

## 4　事務移譲する市町村

千葉市、銚子市、富津市、大多喜町

※知事の権限に属する事務の移譲については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 2 項の規定に基づき、権限移譲を受ける市町村長と協議が必要であり、合意を得る必要がある。

## 5　施行期日

平成 26 年 7 月 1 日